代えて、前年度におけるアナログ電話用設備である固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備から発信する通信に関する負担額等と総合デジタル通信用設備である固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備から発信する通信に関する負担額等とをそれぞれ合計したものを、前年度における第一種公衆電話機から発信する通信に関する負担額等と第二種公衆電話機から発信する通信に関する負担額等とをそれぞれ合計したものを算出して、別表第三第二及び第三により支援機関に提出することができる。

（第一種交付金の額を算定するための収益の額の算出）

第九条　支援機関は、法第百九条第二項に規定する収益の額（施行規則第十四条第一号ロ並びに第二号イ及びロに規定する第一号基礎的電気通信役務を提供する場合に限る。）に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額を加える方法により当該第一種適格電気通信事業者ごとに第一種交付金の額を算定するための収益の額を算出するものとする。

［一　略］

二　前条第二項の規定による提出があった場合　同項の規定により提出された負担額に、施行規則第十四条第一号ロに規定する第一号基礎的電気通信役務にあっては第六条第二項の規定により提出された第七条第三号に規定する割合を、施行規則第十四条第二号イ及びロに規定する第一号基礎的電気通信役務にあっては第六条第二項の規定により提出された第七条第四号に規定する割合を乗じて算定した負担額

（電気通信設備の接続及び卸電気通信役務の利用に関する負担額等の通知）

第十条　支援機関は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める負担額等を、当該第一種適格電気通信事業者ごと並びに施行規則第十四条第一号ロ並びに第二号イ及びロに規定する第一号基礎的電気通信役務ごとに、全ての接続電気通信事業者等（第一種適格電気通信事業者であるものを除く。）について合計し、年度経過後三月以内に、第一種適格電気通信事業者に通知するものとする。

［一　略］

二　第八条第二項の規定による提出があった場合　同項の規定により提出された負担額等に、施行規則第十四条第一号ロに規定する第一号基礎的電気通信役務にあっては第六条第二項の規定により提出された第七条第三号に規定する割合を、施行規則第十四条第二号イ及びロに規定する第一号基礎的電気通信役務にあっては第六条第二項の規定により提出された第七条第四号に規定する割合を乗じて算定した負担額等

（設備管理部門及び設備利用部門）

第十二条　法第百九条第二項の原価（以下「第一号基礎的電気通信役務原価」という。）は、第一号基礎的電気通信役務の提供に係る設備管理部門及び設備利用部門ごとに算定するものとする。

2　第一号基礎的電気通信役務原価は、接続会計規則に定める第一種指定設備管理部門に相当する部門の電気通信役務であって次に掲げるものに相当するものの提供に係る原価及び第一種指定設備利用部門に相当する部門の電気通信役務の提供に係る原価を基礎として算定するものとする。

［一～四　略］

（通信量等の記録）

第十三条　第一種適格電気通信事業者は、第一号基礎的電気通信役務原価を算定するため、前条第二項に規定する電気通信役務及び施行規則第十四条第一号及び第二号に規定する第一号基礎的電気通信役務に係る通信量、回線数及び信号伝送機能の利用回数（以下「通信量等」という。）について、別表第四により記録しておかなければならない。

けるアナログ電話用設備である固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備から発信する通信に関する負担額等と総合デジタル通信用設備である固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備から発信する通信に関する負担額等とをそれぞれ合計したものを、前年度における第一種公衆電話機から発信する通信に関する負担額等と第二種公衆電話機から発信する通信に関する負担額等とをそれぞれ合計したものを算出して、別表第三第二及び第三により支援機関に提出することができる。

（交付金の額を算定するための収益の額の算出）

第九条　支援機関は、法第百九条第二項に規定する収益の額（施行規則第十四条第一号ロ並びに第二号イ及びロに規定する基礎的電気通信役務を提供する場合に限る。）に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額を加える方法により当該適格電気通信事業者ごとに交付金の額を算定するための収益の額を算出するものとする。

［一　同上］

二　前条第二項の規定による提出があった場合　同項の規定により提出された負担額に、施行規則第十四条第一号ロに規定する基礎的電気通信役務にあっては第六条第二項の規定により提出された第七条第三号に規定する割合を、施行規則第十四条第二号イ及びロに規定する基礎的電気通信役務にあっては第六条第二項の規定により提出された第七条第四号に規定する割合を乗じて算定した負担額

（電気通信設備の接続及び卸電気通信役務の利用に関する負担額等の通知）

第十条　支援機関は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める負担額等を、当該適格電気通信事業者ごと並びに施行規則第十四条第一号ロ並びに第二号イ及びロに規定する基礎的電気通信役務ごとに、全ての接続電気通信事業者等（適格電気通信事業者であるものを除く。）について合計し、年度経過後三月以内に、適格電気通信事業者に通知するものとする。

［一　同上］

二　第八条第二項の規定による提出があった場合　同項の規定により提出された負担額等に、施行規則第十四条第一号ロに規定する基礎的電気通信役務にあっては第六条第二項の規定により提出された第七条第三号に規定する割合を、施行規則第十四条第二号イ及びロに規定する基礎的電気通信役務にあっては第六条第二項の規定により提出された第七条第四号に規定する割合を乗じて算定した負担額等

（設備管理部門及び設備利用部門）

第十二条　法第百九条第二項の原価（以下「基礎的電気通信役務原価」という。）は、基礎的電気通信役務の提供に係る設備管理部門及び設備利用部門ごとに算定するものとする。

2　基礎的電気通信役務原価は、接続会計規則に定める第一種指定設備管理部門に相当する部門の電気通信役務であって次に掲げるものに相当するものの提供に係る原価及び第一種指定設備利用部門に相当する部門の電気通信役務の提供に係る原価を基礎として算定するものとする。

［一～四　同上］

（通信量等の記録）

第十三条　適格電気通信事業者は、基礎的電気通信役務原価を算定するため、前条第二項に規定する電気通信役務及び施行規則第十四条第一号及び第二号に規定する基礎的電気通信役務に係る通信量、回線数及び信号伝送機能の利用回数（以下「通信量等」という。）について、別表第四により記録しておかなければならない。